

○日立市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日立市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(交付の申請)

第3条 条例第6条の規定による申請は、政務活動費交付申請書(様式第1号)により、毎年度4月10日までにを行うものとする。

2 前項の規定は、年度の中途において新たに結成された会派が政務活動費の交付を受けようとする場合について準用する。この場合において、「毎年度4月10日までに」とあるのは「会派結成後速やかに」と読み替えるものとする。

3 政務活動費の交付を受けようとする代表者は、年度の中途において新たに会派を結成した場合にあっては、会派を結成した日の属する月の翌月分(議員改選後最初の会派の結成に当たるとき又はその日が毎月1日であるときは、その日の属する月分)以後の月数分を、議員の任期が満了する場合にあっては、任期満了の日の属する月までの月数分を申請するものとする。

(交付の決定)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定(変更)通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更交付の申請)

第5条 政務活動費の交付の決定を受けた代表者は、申請した事項に変更があった場合は、速やかに政務活動費変更交付申請書(様式第3号)を、市長に対し、議長を經由して提出しなければならない。

(交付の時期等)

第6条 条例第8条に規定する政務活動費の交付は、毎年度4月から9月(以下「上期」という。)分を4月に、10月から3月(以下「下期」という。)分を10月に行う。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 上期又は下期(以下「各半期」という。)の中途において新たに結成された会派に対しては、会派結成届が提出された日の属する月の翌月(その日が毎月1日であるときは、その日の属する月)に、当該結成届が提出された日の属する月の翌月分(その日が毎月1日であるときは、その日の属する月分)からの政務活動費を交付する。

3 議員改選後最初の会派の結成に当たるときは、会派結成届が提出された日の属する月の翌月に、当該結成届が提出された日の属する月分からの政務活動費を交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第7条 各半期中途において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合にあっては、当該異動が生じた日の属する月の翌月(その日が毎月1日であるときは、その日の属する月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、代表者は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、各半期中途において解散又は合併等により消滅した場合は、当該会派の代表者であった者は、会派が消滅した日の属する月の翌月分(その日が毎月1日であるときは、その日の属する月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(使途に係る具体的細目)

第8条 条例第5条第3項に規定する政務活動費の使途に係る具体的細目は、別表のとおりとする。

(経理責任者)

第9条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書)

第10条 条例第10条に規定する収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)は、政務活動費収支報告書(様式第4号)によるものとする。

(経理帳簿等の提出等)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派は、条例第9条の規定により整備することとされている経理帳簿及び領収書等の写しを、収支報告書とともに、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された収支報告書並びに経理帳簿及び領収書等の写しを、提出された日の属する年度の翌年の4月1日から5年間保存しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第12条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

| 経費 | 具体的細目 |
|-----------------------------|---|
| 1 調査研究費(条例第5条第2項第1号に規定する経費) | (1) 旅費(日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条に規定する額を支給する。以下同じ。) (2) 交通費 (3) バス借上料 (4) 消耗品費 (5) 資料代 (6) 施設使用料 (7) 印刷製本費 (8) 文書通信費 (9) 調査委託料 |
| 2 研修費(条例第5条第2項第2号に規定する経費) | (1) 講師謝礼(交通費、宿泊費を含む。) (2) 旅費 (3) 交通費 (4) バス借上料 (5) 消耗品費 (6) 資料代 (7) 会食代(講師との会食に限る。) (8) 茶菓子代 (9) 印刷製本費 (10) 文書通信費 (11) 会場使用料 (12) 機材借上料 (13) 参加費 (14) 会費 |
| 3 広報費(条例第5条第2項第3号に規定する経費) | (1) 消耗品費 (2) 茶菓子代 (3) 印刷製本費 (4) 文書通信費 (5) 会場使用料 (6) 機材借上料 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 4 広聴費(条例第5条第2項第4号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消耗品費 (2) 茶菓子代 (3) 印刷製本費 (4) 文書通信費 (5) 会場使用料 (6) 機材借上料 |
| 5 要請・陳情活動費(条例第5条第2項第5号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 印刷製本費 (2) 文書通信費 (3) 旅費 (4) 交通費 |
| 6 会議費(条例第5条第2項第6号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 会場使用料 (2) 印刷製本費 (3) 旅費 (4) 交通費 (5) 文書通信費 (6) 参加費 |
| 7 資料作成費(条例第5条第2項第7号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 文書通信費 (4) インターネット利用料 (5) 筆耕料 (6) 翻訳料 (7) 事務機器賃借料 |
| 8 資料購入費(条例第5条第2項第8号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 新聞購読料 (2) 図書購入費 (3) 有料データベース利用料 (4) その他資料購入費 |
| 9 人件費(条例第5条第2項第9号に規定する経費) | <ul style="list-style-type: none"> (1) パート賃金 (2) 交通費 |

様式第1号（第3条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

日立市長 殿
(日立市議会議長経由)

会 派 名

代表者氏名

年度において、政務活動費の交付を受けたいので、日立市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 人(月 日現在)
- 6 所属議員の氏名(代表者及び経理責任者を含む。)
- 7 交付申請額 金 円

様式第2号(第4条関係)

日立市指令 第 号

殿

政務活動費交付決定(変更)通知書

年 月 日付けで申請のあつた政務活動費については、下記のとおり交付を決定したので、日立市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により通知します。

年 月 日

日立市長 

記

1 政務活動費交付決定(変更)額 金 円

様式第3号（第5条関係）

政務活動費変更交付申請書

年 月 日

日立市長 殿
（日立市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

年 月 日付けで行った申請事項に変更があつたので、日立市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

| 区 分 | 変 更 後 | 変 更 前 | 変 更 年 月 日 |
|---------------|-------|-------|-----------|
| 会 派 の 名 称 | | | |
| 代 表 者 氏 名 | | | |
| 経 理 責 任 者 氏 名 | | | |
| 所 属 議 員 数 | 人 | 人 | |
| 交 付 申 請 額 | 円 | 円 | |

2 異動のあつた所属議員の氏名

様式第4号(第10条関係)

(表)

政務活動費収支報告書

年 月 日

日立市議会議長 殿

会 派 名
代表者氏名

日立市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収 入 _____ 円

単位 円

| 項 目 | 金 額 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|
| 政 務 活 動 費 | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支 出 _____ 円(内訳は、裏面のとおり)

3 残 額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 経理帳簿の写し
- (2) 領収書等の写し

(裏)

単位 円

| 項目 | 金額 | 内訳 |
|------------|----|----|
| 1 調査研究費 | | |
| 2 研修費 | | |
| 3 広報費 | | |
| 4 広聴費 | | |
| 5 要請・陳情活動費 | | |
| 6 会議費 | | |
| 7 資料作成費 | | |
| 8 資料購入費 | | |
| 9 人件費 | | |
| 合計 | | |